令和元年度　第３回大阪府がん対策推進委員会がん登録等部会（議事録）

１．議　事

がん登録情報の利用申出について

　　　１：申出No.１

　　　２：申出No.２

　　　３：申出No.３

２．開催日時

　　　令和元年９月２４日（火）～11月２５日（月）まで（メール開催）

３．審議結果

（１）がん登録情報の利用申出について

　　　１：申出No.１

　　　【意見要旨】　〇行政が利用する場合、法において本人同意は不要とされている。しかし、本人が全く知らない所でデータ利用されているということは、プライバシー侵害となり許されないという判断もあり得る。このため、がん検診受診者に、がん登録情報を行政として利用することを予め伝えておくことが望ましい。

〇「非匿名化情報」の提供は、本件のように他データとの照合を目的とすることが殆ど。本件を不許可とすると、非匿名化データの提供がなくなる。非匿名化データを利用可能としている以上、情報の提供は問題ない。

【審議結果】　利用申出に対し、情報提供することは妥当。

　　　　　　　ただし、下記条件を満たすこと。また、補足意見を取り入れること

が望ましい。

＜条件＞　　〇２「情報の利用目的」（１）利用目的の「がんと対策の企画又は

実施に必要ながんに係る調査研究のため」にチェック☑すること。

〇様式２－３「情報の提供の申出に係る誓約書」の「提供依頼申請

者」欄に申請者名を記入すること。

＜補足意見＞　今後の継続的な精度管理を行うにあたり、検診受診者に「がん登録

情報を利用すること」について”明示”しておくのが望ましい。

（本件については事後的に「がん登録情報を利用したこと」を明示す

ることが望ましい）

２：申出No.２

【審議結果】　利用申出に対し、情報提供することは妥当。

　　　　　　　ただし、下記条件を満たすこと。

　　　　　　　①５「利用する登録情報及び調査研究方法」のうち、「62．原死因」「63．原死因（和名）」に○をつけること。

②様式２－３「情報の提供の申出に係る誓約書」の「提供依頼申請者」欄に申請者名を記入すること。

３：申出No.３

【審議結果】　利用申出に対し、情報提供することは妥当。

　　　　　　　ただし、下記条件を満たすこと。

　　　　　　　①５「利用する登録情報及び調査研究方法」のうち、「65．死亡日/最終生存確認日資料源」に○をつけること。